

# 県水だより

給水人口……2,221,711人 昭和58年3月31日現在 一日最大給水量……857,332m<sup>3</sup> 昭和58年9月6日

1983年11月15日

## 第61号

発行 千葉市長洲1-9-1  
千葉県水道局  
TEL 0472 (23) 4500  
印刷 千葉日報社企画開発局

# 12月1日から新料金に

先の九月定例県議会に提出していた水道料金改定案(千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例案)が十月十七日に可決されました。これに伴ない十二月一日から新料金が適用になります。

### 料金の改定にあたって

昭和五十五年度以来、局は赤字経営を続けてまいりました。このままでは今年度中にも資金不足が生じ、安定給水に支障をきたしかねないため、千葉県水道事業運営審議会」に財政改善策を諮問し、その答申をもとに、局では財政健全化計画を策定いたしました。

現行料金のままでは、財政健全化計画の期間中に739億円の累積欠損金が生じる見込になっており、また、事業運営に欠かすことのできない資金面でも41億円が不足すると予測されています。

例えば、口径20mmで2ヶ月の使用水量が50m<sup>3</sup>の場合、新料金は次のようになります。

基本料金	1,450円
+	
従量料金	45円×20m <sup>3</sup> = 900円
+	
従量料金	120円×20m <sup>3</sup> = 2,400円
+	
従量料金	195円×10m <sup>3</sup> = 1,950円
合計	6,700円



この計画は、今年の十二月から昭和六十二年三月までを期間とし、先行投資の抑制など効率的な事業運営を前提にした財政収支見直しを立て、それでも不足する額を料金改定で賄う内容になっています。

水道料金は条例で決められていますので、九月定例県議会にその改定案を提出いたしました。種々審議を経て十月十七日に原案どおり可決され、十二月一日から新料金

### 水道料金の計算方法は

実際に住宅の料金を計算する場合、従量料金早見表で該当する使用水量欄の料金を調べて、それに基本料金を加えると簡単に料金計算ができます。

### ●料金の改定

#### 基本料金 (2ヶ月分)

口径	現行料金	新料金
13mm	460円	640円
20	1,040	1,450
25	1,540	2,520
40	4,400	8,200
50	9,800	18,400
75	22,000	42,000
100	44,000	82,000
150	120,000	226,000
200	244,000	460,000

#### 従量料金 (2ヶ月分)

使用水量	現行料金 (1m <sup>3</sup> につき)	新料金 (1m <sup>3</sup> につき)
1~20m <sup>3</sup>	30円	45円
21~40	80	120
41~80	130	195
81~200	170	260
201~1,000	210	320
1,001以上	250	350
公衆浴場用	1m <sup>3</sup> につき 30円	1m <sup>3</sup> につき 45円
共用栓	1m <sup>3</sup> につき 30円	1m <sup>3</sup> につき 45円

●基本料金と従量料金の使用水量区分は2ヶ月ごとに料金をいただいているため、2ヶ月分に換算してあります。  
●水道料金 = 基本料金 + 従量料金

### ●手数料の改定

種別	現行手数料	新手数料
指定工事店の新規指定申請手数料	40,000円	45,000円
指定工事店の指定更新申請手数料	10,000	15,000
検査手数料	4,000	5,000
新設又は全部改造の工事		5,000
その他の工事		4,000
責任技術者(配管工)試験の受験手数料	6,000	7,500
責任技術者(配管工)証の交付(再交付・更新)手数料	1,000	1,500

### ●新料金簡易計算表 (2ヶ月につき)

(使用水量)	
0m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> までの場合	使用水量 × 45円 + 基本料金
21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup> までの場合	20m <sup>3</sup> までの料金 + (使用水量 - 20m <sup>3</sup> ) × 120円 + 基本料金
41m <sup>3</sup> ~ 80m <sup>3</sup> までの場合	40m <sup>3</sup> までの料金 + (使用水量 - 40m <sup>3</sup> ) × 195円 + 基本料金
81m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> までの場合	80m <sup>3</sup> までの料金 + (使用水量 - 80m <sup>3</sup> ) × 260円 + 基本料金
201m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup> までの場合	200m <sup>3</sup> までの料金 + (使用水量 - 200m <sup>3</sup> ) × 320円 + 基本料金
1,001m <sup>3</sup> 以上の場合	1,000m <sup>3</sup> までの料金 + (使用水量 - 1,000m <sup>3</sup> ) × 350円 + 基本料金

### ●新従量料金早見表

使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)
1	45	20	900	39	3,180	58	6,810	150	29,300
2	90	21	1,020	40	3,300	59	7,005	200	42,300
3	135	22	1,140	41	3,495	60	7,200	250	58,300
4	180	23	1,260	42	3,690	61	7,395	300	74,300
5	225	24	1,380	43	3,885	62	7,590	350	90,300
6	270	25	1,500	44	4,080	63	7,785	400	106,300
7	315	26	1,620	45	4,275	64	7,980	450	122,300
8	360	27	1,740	46	4,470	65	8,175	500	138,300
9	405	28	1,860	47	4,665	66	8,370	600	170,300
10	450	29	1,980	48	4,860	67	8,565	700	202,300
11	495	30	2,100	49	5,055	68	8,760	800	234,300
12	540	31	2,220	50	5,250	69	8,955	900	266,300
13	585	32	2,340	51	5,445	70	9,150	1,000	298,300
14	630	33	2,460	52	5,640	75	10,125	1,001	1m <sup>3</sup> につき
15	675	34	2,580	53	5,835	80	11,100	以上	350円を加えてください。
16	720	35	2,700	54	6,030	85	12,400		
17	765	36	2,820	55	6,225	90	13,700		
18	810	37	2,940	56	6,420	95	15,000		
19	855	38	3,060	57	6,615	100	16,300		

# 9月定例県議会から

昭和五十八年九月定例県議会は九月二十八日に招集され、十月十七日に閉会しました。本議会には水道料金等の改定を内容とする条例の一部改正案が提出され

ていたことに伴って、水道事業全般にわたって種々の角度から審議がなされました。その主なものは次のとおりです。

- ▽財政健全化計画について
  - 水道財政健全化計画の策定にあたっての基本的な考え方について
  - 料金算定期間後の財政状況、及びその対策について
  - 料金改定後の水道局の重点施策について
- ▽水道料金の改定について
  - 水道料金の改定についての基本的な考え方について
  - 水道料金改定が一般家庭に与える影響について
  - 社会福祉施設や生活関連業種への配慮について
  - 近県の水道料金改定の動向について
  - 口径13mm、20mmの料金改定率



▽財政問題について
 

- 国庫補助金の増額、企業債の条件緩和等について

●県の一般会計からの繰入れ、及び補助金について

●財政悪化の原因について

▽第四次拡張事業等について
 

- 第四次拡張事業について
- 水需要計画と施設の整備計画及び節水について
- 水利権の現状と将来の見通しについて
- ▽水質浄化対策について
  - 上水道の水源である河川・湖沼の浄化対策について
  - 合成洗剤の使用規制について
- ▽業務委託・その他
  - 職員の適正配置、業務内容の合理化、民間委託の現状について
  - 民間委託の効果及び今後のあり方について
  - 水道管布設替え等、維持管理業務について
  - 県水道局の給水区域について

## 代表質問から

問 水道財政健全化計画の策定にあたっての基本的な考え方はどうか。

答 八月二十九日の千葉県水道事業運営審議会答申を受けて策定したものであり、策定に当たって

基本的な考え方は、次のとおりです。

問 水道料金の改定についての基本的な考え方はどうか。

答 水道料金の改定案は、次の方針に基づいて作成したところである。

- (1) 改定率を低く抑えるため、できるだけ早く実施することとし、昭和五十八年十二月一日から改定する。
- (2) 健全化計画は、昭和五十八年十二月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間とし、その間の財政収支の均衡を図る。この場合、今回は特に、需要者の急激な負担増を避けるため、資金収支上の均衡を図るととめることとする。
- (3) 水道施設の拡張については、水需要の動向を見極めながら、これに即応した施設の整備を図る。
- (4) 水道事業全般にわたって経営の改善に努力し、業務の電算化、委託化を推進する。
- (5) 職員の増員は行わない。
- (6) 工事店指定申請等の手数料の改定を行い、その適正化を図る。
- (7) 以上の措置を前提として、なお不足する額については、水道料金の改定により賄う。

基本的な考え方は、次のとおりです。

問 健全化計画は、昭和五十八年十二月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間とし、その間の財政収支の均衡を図る。この場合、今回は特に、需要者の急激な負担増を避けるため、資金収支上の均衡を図るととめることとする。

問 水道施設の拡張については、水需要の動向を見極めながら、これに即応した施設の整備を図る。

問 水道事業全般にわたって経営の改善に努力し、業務の電算化、委託化を推進する。

問 職員の増員は行わない。

問 工事店指定申請等の手数料の改定を行い、その適正化を図る。

問 以上の措置を前提として、なお不足する額については、水道料金の改定により賄う。

平均改定率は、46.90%であり、基本料金のアップ率は45.62%、従量料金は47.06%とする。

(3) 料金体系は、現行の口径別料金体系を維持する。

(4) 一般家庭の負担増を抑制するため、口径13mm及び20mmの基本料金については、平均改定率以下とするように配慮する。

(5) 従量料金の最高料金は、限界費用として算出される1m<sup>3</sup>当り350円とする。

(6) 公衆浴場用及び共用栓にかかる従量料金については、何m<sup>3</sup>使っても一律に1m<sup>3</sup>当り45円にとどめる。

(7) 生活保護世帯及び民間で経営する第一種社会福祉施設については、従量料金の一部減額について従来どおり配慮する。

問 水道料金の改定後の事業運営についての重点施策をどう考えているか。

答 今回の水道料金の改定を契機として次の施策を推進することにより、今後の水道経営に万全を期していききたい。

- (1) 水需要の動向に対応した施設の拡張を行う。また常に事業の進行管理を行い、無駄な投資が出ないように努力していく。
- (2) 累積欠損金が六十一年度末にも残るので、更に事務事業を見直し、累積欠損金を減らす努力をしていく。
- (3) 配水制御設備等の設置により、管内全域の配水管理の強化を図っていく。
- (4) 災害に対応できるように体制づくりのため、いろいろな施設の整備を強化していく。
- (5) 異臭味対策の強化として、粒活性炭、オゾン発生等の装置の充実を図り、「うまい水づくり」の努力をしていく。
- (6) 配水池の増設、減圧弁の設置によって、県営水道の配水圧が均一になるよう努力していく。

## 12月・1月検針分の水道料金は日割計算になります。

局では、2ヶ月に1回、検針して使用水量をお知らせしています。この使用水量に基づいて料金計算をしますので、料金は2ヶ月分の請求額になっています。従って、12月・1月検針分の料金は、11月末日までの使用分が含まれるため、新・旧料金の使用日数に応じて次のとおり日割計算をします。

(日割計算式)

$$\text{料金請求額} = \frac{\text{旧料金} \times \text{旧料金使用日数} + \text{新料金} \times \text{新料金使用日数}}{\text{総使用日数}}$$

- 旧料金 - 昭和58年11月30日以前において適用されていた料金表により計算した額
- 新料金 - 昭和58年12月1日以降適用される料金表により計算した額
- 旧料金使用日数 - 〇 継続して水道を使用されている方は、前回検針日の翌日から11月30日までの日数  
 〇 10月または11月に新たに水道の使用を開始された方は、使用開始日から11月30日までの日数  
 なお、12月1日以降に水道の使用を開始された方は、新料金のみ適用になります。
- 新料金使用日数 - 〇 12月1日から検針を行った日までの日数
- 総使用日数 - 〇 旧料金使用日数と新料金使用日数を合計した日数

(計算例1)

＝継続して水道を使用し、口径13mmで使用水量40m<sup>3</sup>の場合＝

① 12月検針の例 (検針間隔10月15日～12月15日の場合)

(旧日数)	(新日数)	
2,660円 × 46日	+ 3,940円 × 15日	
		61日 (総日数)
		= 2,974円

② 1月検針の例

(検針間隔11月3日～1月4日の場合)

(旧日数)	(新日数)	
2,660円 × 27日	+ 3,940円 × 35日	
		62日 (総日数)
		= 3,382円

(計算例2)

＝転居に伴う精算で、口径13mm、使用水量20m<sup>3</sup>の場合＝ (前回検針日が11月16日で精算日が12月10日の場合)

(旧日数)	(新日数)	
1,330円 × 15日	+ 1,970円 × 10日	
		25日 (総日数)
		= 1,586円

(注) 日数計算では、継続して水道を使用されている場合は、期間初日(前回検針日)を算入せず、転居に伴う精算の場合は初日を算入します。

## ●大口使用者ベストテン (m<sup>3</sup>)

順位	使用者	使用水量
1	新東京国際空港	1,973,860
2	旭硝子株式会社	401,449
3	千葉大学病院	384,092
4	国鉄幕張電車区	305,339
5	ららぽーと	292,662
6	(株)船橋東武	258,725
7	津田沼開発(株)	253,769
8	国府台病院	223,970
9	陸自高射学校	196,539
10	西武百貨店	193,698

昭和五十七年度の局の給水量は2億4千万m<sup>3</sup>でした。これをドラ

## 昭和57年度 大口使用者ベストテン

ム缶に詰めてつなげると地球を約27周することになります。このうち約八割は家庭で使われ、そのほかでは、デパートなどの営業用や、学校・病院などの施設、また工場などで使われています。では、どのような所で水が多く使われているか、昭和五十七年度のベストテンをご紹介します。

## 「水の缶詰」をご家庭や職場に

- (財)千葉県水道サービス協会では非常用保存飲料水「水の缶詰」の購入申し込み(ケース単位)を受け付けています。
  - 販売価格 1ケース(30本入り) 1,650円
- 詳しくは、(財)千葉県水道サービス協会へお問い合わせください。〒280 千葉市中央4-12-12 金剛ビル内 TEL 0472(25)9166(代)

水道相談電話(なんでも相談) ☎0472(23)4132

## 営業案内

営業所	所在地	電話番号	管轄区域
千葉営業所	千葉市南町1-4-7	0472(64)1111(代)	千葉市東南部
西千葉営業所	千葉市真砂5-20	0472(78)4141(代)	千葉市西北部
船橋営業所	船橋市若松町2-2-3	0474(33)2511(代)	船橋市南部・習志野市の一部
船橋北営業所	船橋市高根台1-5-1	0474(65)9131(代)	船橋市北部・鎌谷市・千葉ニュータウン
市川営業所	市川市南八幡1-10-15	0473(78)1515(代)	市川市(旧行徳地区を除く)
松戸営業所	松戸市小根7 東葛飾合同庁舎内	0473(68)6141(代)	松戸市
葛南営業所	市川市新井3-15-10	0473(57)1195(代)	市川市(旧行徳地区)・浦安市
市原営業所	市原市五所1445	0436(41)1361(代)	市原市
成田営業所	成田市加良部3-2	0476(27)2231(代)	成田ニュータウン

水道料金のお支払いは納入期限までに